

「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度実施要綱

（目的）

第1条 人生100年時代の到来を見据え、「誰もが健康的に暮らせる“とこわか三重”」の実現に向け、企業における主体的な健康経営（※）の取組を「見える化」して更なる取組を促進する仕組みとして「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度を設けることにより、多くの人々が一日の大半を過ごす職場での健康づくりに取り組むことを目的とする。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 企業 三重県内に所在する事業所又は店舗等をいう。
- (2) 県 三重県医療保健部健康推進課をいう。
- (3) 県保健所 桑名・鈴鹿・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野保健所をいう。

（認定要件）

第3条 「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の認定対象は、別表に掲げる認定要件を充足する企業とする。

（目標設定）

第4条 「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の認定を受けようとする企業は、「三重とこわか健康立県宣言」に取り組むことを宣言したうえで、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」申込書（目標設定）（様式1-1）及び「三重とこわか健康経営カンパニー「見える化」シート（目標設定）」（様式1-2）により設定した目標を、企業が所在する地域を管轄する県保健所・四日市市を通じて、県に提出するものとする。

- 2 全国健康保険協会三重支部（以下「協会けんぽ三重支部」という。）に加入している事業所については、健康事業所宣言のエントリーシートを、協会けんぽ三重支部を通じて、県に提出することにより、（様式1-1）及び（様式1-2）の提出に代えることができるものとする。

（実績報告）

第5条 前年度（4月1日から翌年3月31日まで）に第4条により目標を設定した企業又は「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の認定を受けた企業については、翌年度の5月1日から5月31日の間に、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」実績報告書（様式2-1）及び「三重とこわか健康経営カンパニー「見える化」シート（実績報告）」（様式2-2）（様式2-3）により前年度の取組実績を、企業が所在する地域を管轄する県保健所・四日市市を通じて、県に提出するものとする。

（認定）

第6条 県は、前条の実績報告があった場合において、提出された書類等により、第2条の所在地及び第3条に掲げる認定要件を充足していることを確認し、適当と認められる場合には「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」として認定し、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定通知（様式3）を交付するものとする。

(三重とこわか健康経営大賞)

第7条 県は、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の取組のうち、特に優れていると認められる取組について、「三重とこわか健康経営大賞」として表彰するものとする。

- 2 「三重とこわか健康経営大賞」の応募対象は、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」実績報告書を提出している企業とする。ただし、「三重とこわか健康経営大賞」の表彰を受ける時点で、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」に認定されていることとする。
- 3 「三重とこわか健康経営大賞」に応募を希望する企業については、5月1日から5月31日の間に、「「三重とこわか健康経営大賞」応募申込書」（様式4-1）、「「三重とこわか健康経営大賞」応募項目一覧表」（様式4-2）及び「「三重とこわか健康経営大賞」認定基準適合状況説明書」（様式4-3）により応募項目及び前年度の取組実績を、企業が所在する地域を管轄する県保健所・四日市市を通じて、県に提出するものとする。
- 4 表彰の具体的な方法については、別途定めるものとする。

(変更又は解除)

第8条 「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」は、名称又は住所等の届出内容を変更しようとするとき又は「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の認定を解除しようとするときは、「「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」届出内容変更届出書」（様式5-1）又は「「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定解除届」（様式6-1）を、企業が所在する地域を管轄する県保健所・四日市市を通じて、県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の届出を受けたときは、速やかに内容を確認後、「「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」届出内容変更通知」（様式5-2）又は「「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定解除通知」（様式6-2）を交付するものとする。

(取消)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 合理的な理由なく、第5条に定める実績報告が提出されなかったとき
- (2) 法令違反等、県民の信頼を損なう行為を行ったとき
- (3) 従業員の健康を害するおそれのある行為を行ったとき

(協会けんぽ三重支部との連携)

第10条 協会けんぽ三重支部に加入している事業所については、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の実績報告、届出内容変更及び認定解除、「三重とこわか健康経営大賞」の応募申込に係る書類を、協会けんぽ三重支部を通じて、県に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。